

# スマート保管サービス利用規約

(制定) 平成 25 年 6 月 1 日

## 第 1 章 総則

(適用範囲)

### 第 1 条

スマート保管サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、別紙 1 に掲げる以外の物品（以下「物品」といいます）の寄託保管であって、その保管が、ヤマト運輸株式会社（以下「当社」といいます）が提供するサービス「スマート保管」（以下「本サービス」といいます）として行われるものに適用されます。

2. 本サービスについては、本規約、スマート保管ウェブサイト利用規約（以下「ウェブサイト利用規約」といいます）のほか、約款、説明書または規約等（以下「約款等」と総称します）を定めている場合があり、約款等は本規約の一部を構成します。

3. 本規約に定める内容とスマート保管ウェブサイト利用規約および約款等に定める内容が異なる場合については、本規約が優先して適用されます。

4. 本規約、スマート保管ウェブサイト利用規約、その他約款等に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。

5. 当社は、前 4 項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

(営業日時)

**第 2 条** 当社は、営業日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2 前項の営業日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(庫入れ、庫出しその他の作業)

**第 3 条** 寄託を受けた物品（以下「寄託物」といいます。）の庫入れ、庫出しその他の作業は、当社または当社の指示を受けた委託先が行います。

(書面による意思表示)

**第 4 条** 当社は、寄託者が当社に対し通知、指図その他の意思表示を行う場合は、書面により行うことを要求することができます。

(通知、催告)

**第 5 条** 当社が、寄託者が当社に登録した電子メールアドレス（本約款に基づく変更通知があった場合は、当該通知のあった電子メールアドレス）にあてて通知または催告を行った場合は、当該通知または催告は即時に寄託者に到達したものとみなします。

2. 当社が、寄託者が当社に登録した住所（本規約に基づく変更通知があった場合は、当該通知のあった住所）にあてて通知または催告を行った場合は、当該通知または催告は通常到達すべき時に寄託者に到達したものとみなします。

3. 当社が、当社のホームページに掲示する方法で通知または催告を行った場合は、通知または催告に係る情報が当社のホームページに掲載された時に、寄託者に到達したものとみなします。

(業務上受領する金銭の利息)

**第 6 条** 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付しません。

## 第 2 章 契約の締結等

(寄託引受けの拒絶)

**第 7 条** 当社は、次の事由がある場合は、寄託の引受けを拒絶することができます。

- 寄託の申込みが本規約によらないものであるとき。
- 物品が危険品、変質または損傷しやすい物品、荷造りの不完全な物品その他保管に適さない物品と認められるとき。
- 次条第 2 項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
- 物品の保管に必要な施設がないとき。

- (5) 物品の保管に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 物品の保管が法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (7) 荷物一梱包の価格が 30 万円を超える寄託価額であるとき（ただし、弊社により分解梱包した品物は、分解前の状態を一つと見なします）
- (8) その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託価額)

**第 8 条** 寄託物の寄託価額は、寄託物の寄託申込み時における価額とします。

2 前項の規定にかかわらず、寄託者は、寄託の申込み時において、当社と協議の上、相当と認められる価額を寄託価額とすることができます。

(寄託申込書)

**第 9 条** 寄託者は、物品の寄託に際し、当該物品に関して次の事項を記載した寄託申込書を、記名押印の上、当社に提出しなければなりません。

- (1) 寄託者の氏名または名称、住所、電話番号、および電子メールアドレス（海外でも使用可能なアドレス）、
- (2) 品名および数量
- (3) 荷造りされているときは、その荷造りの種類および種類ごとの数量
- (4) 寄託価額
- (5) 保管方法を定めたときは、その方法
- (6) 保管または荷役上特別の注意を要するときは、その保管または荷役上の注意事項
- (7) 引渡しを行う日
- (8) 第 26 条第 1 項の火災保険に付すことを不要とするときは、その旨
- (9) その他保管または荷役に関し必要な事項

2 当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため、または寄託申込書に記載した事項が事実と相違するために生じた損害については、賠償の責任を負いません。

(寄託申込書の記載事項の変更等)

**第 10 条** 寄託者は、寄託者の電子メールアドレス、住所、電話番号等前条の寄託申込書に記載した内容その他当社への登録情報に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の手続きおよび方法によりその変更を申し出なければなりません。

(契約の解除)

**第 11 条** 当社は、次の事由がある場合は、契約を解除することができます。

- (1) 第 7 条第 2 号から第 7 号までの各号の 1 に該当することが明らかになったとき。
- (2) 寄託者が約定のとおり寄託物の引渡しを行わないとき。
- (3) 寄託者が次条第 1 項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。
- (4) 第 13 条の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。

2 当社は、営業を廃止し、または休止しようとする場合は、契約を解除することができます。この場合にあっては、解除日の 3 月以前にその旨を予告するものとします。

3 当社は、寄託者の申し出により寄託物について倉荷証券を発行しようとする場合は、契約を解除します。

4 寄託者が当社に寄託物を引き渡した後、当社が第 1 項または第 2 項の規定により契約を解除した場合は、寄託者は、遅滞なく、保管料、荷役料その他の費用、立替金および延滞金を支払い、寄託物を引き取らなければなりません。

5 当社は、第 1 項または第 3 項の規定により契約を解除した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

6 当社は、第 2 項の規定により契約を解除した場合であって、その営業の廃止または休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

## 第 3 章 寄託物の引渡し

(引渡し時における寄託物の内容の検査)

**第12条** 当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託申込書に記載された寄託物の品名、数量または保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。

2 当社は、寄託者の同意を求めるとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。

3 当社は、第1項の規定により検査を行った場合で寄託者の立会いがなかったときまたは前項の規定により検査を行った場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨および検査の結果を通知します。

4 当社は、第1項または第2項の規定より検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。

5 寄託者は、第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

(引渡し時における寄託価額の変更)

**第13条** 当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託価額が不相当であると認めた場合は、寄託者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

(引渡しの確認等)

**第14条** 当社は、寄託物の引渡しを受けた場合は、当社所定の手続きおよび方法により寄託者に通知します。

## 第4章 寄託物の保管

(保管方法)

**第15条** 当社は、寄託物をその引渡しを受けた時の荷姿のまま当社が定めて明示した方法により保管します。

(再寄託)

**第16条** 当社は、寄託物の保管に必要な施設がないことその他やむを得ない事由がある場合は、寄託者の同意を得て、当社の費用において、他の倉庫業者に寄託物を再寄託することができます。ただし、同意を求めるとまがない場合は、寄託者の同意を得ないで再寄託することができます。

2 前項ただし書の規定により他の倉庫業者に再寄託した場合は、当社は、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

(保管期間)

**第17条** 寄託物の保管期間（第11条第1項から第3項までの規定により契約を解除する場合を除き、当社が寄託者に対し解約を申し入れることができない期間をいいます。以下同じ。）は、寄託者が寄託物を引き渡す日として約した日から起算して3か月とします。

2 寄託物の保管期間は、寄託者から解約の申入れがない限り自動的に更新されます。更新後の保管期間は3か月とします。

3 当社は、次の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、保管期間の更新を拒絶できます。この場合において、当社は、保管期間の満了日の1週間以前にその旨を予告するものとします。

(1) 保管料、荷役料その他の費用、立替金または延滞金が、当社が定めて通知した日までに支払われないとき。

(2) 次条第2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。

(3) 寄託者が第19条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。

(4) その他寄託者が本規約に反したとき。

4 前項の事由が前項の予告の後保管期間の満了日までの間になくなった場合は、保管期間は更新されます。

5 当社が第3項の規定により更新を拒絶した場合は、保管期間の満了と同時に、契約は終了します。

6 寄託者は、第3項の規定により更新を拒絶された場合は、遅滞なく、保管料、荷役料その他の費用、立替金および延滞金を支払い、当該寄託物を引き取らなければなりません。

7 当社は、第3項の規定により更新を拒絶した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

(保管中の寄託価額の変更)

**第 18 条** 寄託者は、寄託物の価額に著しい変動があった場合は、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければなりません。

2 当社は、寄託物の寄託価額が不相当と認められるに至った場合は、寄託者と協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

(保管中の寄託物の内容の検査)

**第 19 条** 当社は、その保管期間中、寄託申込書に記載された寄託物の品名、数量または保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。

2 当社は、寄託者の同意を求めるとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。

3 当社は、第 1 項の規定により検査を行った場合で寄託者の立会いがなかったときまたは前項の規定により検査を行った場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨および検査の結果を通知します。

4 当社は、第 1 項または第 2 項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。

5 寄託者は、第 1 項または第 2 項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

(寄託物の出し入れ、点検等)

**第 20 条** 寄託者は、当社の立会いのもとに、当社所定の手続きおよび方法により、当社所定の場所で寄託物の出し入れ、点検または保存に必要な処置を行うことができます。

2 当社は、寄託者が寄託物の出し入れを行った場合は、当該出し入れによる寄託物の品名、数量および寄託価額の変更について寄託者に申告を求めることができます。

3 当社は、寄託者が行った寄託物の出し入れ、点検または保存に必要な処置により、寄託物またはその梱包若しくは収納器がき損した場合は、その旨を当社所定の手続きおよび方法により記録します。

4 当社は、やむを得ない場合は、寄託者が寄託物の出し入れ、点検または保存のための処置を行う日時を指定することができます。

(保管不適寄託物の処置)

**第 21 条** 当社は、次の事由がある場合は、寄託者に対して、相当の期間を定めて必要な処置を行うように催告することができます。

(1) 寄託物の変質、き損等により保管に適さなくなると認められるとき。

(2) 寄託物が倉庫または他の寄託物に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

2 寄託者は、前項の催告を受けた場合は、遅滞なく必要な処置を行わなければなりません。

3 寄託者が当社の定めた期間内に前項の催告に応じない場合または当社が催告をするいとまがない場合は、当社は、寄託物の廃棄その他の必要な処置を行うことができます。

4 前 2 項の処置に要した費用は、寄託者の責に帰すべき事由に基づく場合は、寄託者の負担とします。

5 第 3 項の処置を行った場合は、当社は、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

## 第 5 章 寄託物の返還

(返還手続)

**第 22 条** 寄託者は、寄託物の返還を受けようとする場合は、当社のホームページ上にて、当社所定の手続きおよび方法により当社所定の事項を入力し、これを当社に送信しなければなりません。

2 前項により当社所定の寄託物の返還手続をした寄託者は、遅滞なく当該寄託物を引き取らなければなりません。

(返還の拒絶)

**第 23 条** 当社は、保管料、荷役料その他の費用、立替金および延滞金の支払を受けるまでは、返還の請求に応じないことができます。

2 寄託者は、前項の規定による留置の期間中は、保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

3 当社は、第 1 項の規定により返還の請求に応じない場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

## 第6章 引取りのない寄託物の処置

(引取りの請求)

**第24条** 当社は、第11条第4項または第17条第6項の規定による寄託物の引取りが行われない場合は、寄託者に対し、当社が指定する日までに寄託物を引き取ることを請求することができます。

2 前項の請求を書面により行う場合は、当社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができます。

3 当社は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、寄託物に生じた損害については、賠償の責任を負いません。

(寄託物の処分)

**第25条** 当社は、寄託者が寄託物を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、または当社の過失なくして寄託者を確知することができない場合であって、寄託者に対して期限を定めて寄託物の引取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヵ月を経過した後は、寄託者に対し予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。ただし、寄託物が腐敗または変質するおそれがあるものである場合は、寄託者に対し予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。

2 当社は、前項の規定により処分した場合は、寄託者に対し遅滞なくその旨を通知します。

3 当社は、第1項の規定により売却した場合は、その代価から保管料、荷役料その他の費用、立替金および延滞金並びに売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを寄託者に返還し、不足があるときは寄託者に対しその支払を請求します。

## 第7章 寄託物の損害保険

(保険の付保)

**第26条** 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために寄託物を当社が適当とする保険者の次に掲げる損害をすべてでん補する火災保険に付します。ただし、他の倉庫業者に再寄託した寄託物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者に当社が付保した場合と同様の火災保険に付するものとします。

- (1) 火災による損害
- (2) 落雷による損害
- (3) 破裂または爆発による損害
- (4) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または温水による損害
- (5) 当社またはその使用人の作業上の過失による事故によって生じたき損の損害
- (6) ねずみ喰いの損害
- (7) 盗難によって生じた盗取、き損または汚損の損害

2 当社が前項の規定により寄託物について締結する火災保険契約の保険金額は、寄託物の寄託価額とします。

3 寄託物の火災保険に関する事項は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(損害でん補額の決定)

**第27条** 寄託者は、寄託物がり災した場合に、り災当時の価格および損害の程度並びに損害でん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければなりません。

2 前項の決定をするに当たって、寄託者と保険者との間で協議が整わない場合は、当社は、保険者と協議の上決定することができます。

(火災保険の支払手続)

**第28条** 寄託者は、当社を経由して火災保険金の支払を受けなければなりません。

## 第8章 賠償責任

(責任の始期および終期)

**第29条** 当社の寄託物に関する責任は、当社が寄託者から寄託物の引渡しを受けた時に始まり、寄託者が当社から寄託物を引き取った時に終わります。

(当社の賠償責任と挙証)

**第30条** 当社は、当社またはその使用人が寄託物の保管または荷役に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、寄託物の滅失またはき損により生じた損害について賠償の責任を負います。

(再寄託物に対する責任)

**第31条** 当社は、第16条の規定により他の倉庫業者に寄託物を再寄託した場合においても、この約款に基づき、当該寄託物について当社が自ら保管した場合と同様の責任を負います。

(免責事由)

**第32条** 当社は、次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。

- (1) 寄託物の性質、欠陥若しくは自然の消耗または荷造りの不完全
- (2) 虫害
- (3) 戦争、事変、暴動、強盗または同盟罷業若しくは同盟怠業
- (4) 地震、津波、高潮、大水または暴風雨
- (5) 徴発または防疫
- (6) 前各号に掲げるものの他抗拒若しくは回避することのできない災厄、事故、命令、処置または保全行為

2 当社は、前項の損害であっても、特別の設備を有することその他の事由により賠償の責任を負うことを約した場合は、その責任を負うものとします。

(賠償額)

**第33条** 当社は、寄託物の滅失またはき損により生じた損害を賠償します。

2 前項の損害の額が寄託価額を超える場合は、損害の額は、寄託価額であるものとみなします。

(責任の特別消滅事由)

**第34条** 寄託物の一部滅失またはき損による損害についての当社の責任は、寄託物を引き取った日から1週間以内に寄託者から当社に対し当該寄託物に一部滅失またはき損があった旨の通知が発せられない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社が寄託物の返還に際して当該寄託物に一部滅失またはき損が生じていることを知っていた場合は、適用しません。

(時効)

**第35条** 寄託物の一部滅失またはき損による損害についての当社の責任は、寄託者が当社より寄託物を引き取った日から1年を経過したときは、時効により消滅します。ただし、当社がその損害を知っていた場合は、この期間は5年とします。

2 寄託物の全部滅失による損害についての当社の責任は、当社が寄託者に対して滅失があった旨の通知をした日から5年を経過したときは、時効により滅失します。

(寄託者の賠償責任)

**第36条** 寄託者は、寄託物の性質または欠陥により当社に与えた損害については、賠償の責任を負わなければなりません。ただし、寄託者が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつた場合または当社がこれを知っていた場合は、この限りではありません。

(引渡し遅延による保管料相当額の支払)

**第37条** 寄託者は、寄託物を引き渡す日として約した日に引き渡さなかつた場合は、その日から引渡しを行った日の前日までまたは契約を解除した日までの当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

(引取り遅延による保険料相当額の支払)

**第 38 条** 寄託者は、第 11 条第 4 項または第 17 条第 6 項に規定する寄託物の引取りが行われない場合は、当該寄託物の保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

## 第 9 章 料金の支払等

(料金の支払)

**第 39 条** 寄託者は、本サービスの保管料および荷役料並びにその他の料金を、当社が定めて通知した日までに支払わなければなりません。

(延滞金)

**第 40 条** 寄託者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払のあった日まで年利 6 パーセントの割合で延滞金を支払わなければなりません。

(滅失寄託物の料金の負担)

**第 41 条** 当社は、寄託物が滅失した場合は、滅失した日までの料金を寄託者に請求することができます。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合は、当該保管期間に係る保管料については、この限りではありません。

(規約の変更)

**第 42 条** 当社は、あらかじめ寄託者の承諾を得ることなく、本規約、スマート保管ウェブサイト利用規約、約款等の内容を変更することができるものとします。この場合、変更後の本規約、スマート保管ウェブサイト利用規約、約款等は、当社のホームページ上に掲載された時点から適用されるものとします。ただし、当社が別途定めた場合はこの限りではありません。

2. 利用者は、当社のホームページを定期的に閲覧するものとし、前項により本規約、ウェブサイト利用規約、約款等の変更が行われた場合、変更後の本規約、ウェブサイト利用規約、約款等に従うことをあらかじめ承諾するものとします。

(準拠法)

**第 43 条** 本サービス、本規約、スマート保管ウェブサイト利用規約および約款等に関する準拠法は日本法とします。

(合意管轄)

**第 44 条** 本サービス、本規約、スマート保管ウェブサイト利用規約または約款等に関して、当社と寄託者（利用者）の間に生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

対象外物品について

次に掲げる物品は、本サービスによる保管の対象外物品であり、寄託者は、当社に対し、これらの寄託申込みを行うことはできません。

1. 現金、有価証券、通帳、切手、証書、重要書類、印鑑、クレジットカード、キャッシュカード類
2. 貴金属、美術品、鉄砲刀剣、骨董品、宝石、工芸品、毛皮、着物等の高額品または貴重品
3. 仏壇、遺骨、位牌
4. アップライトピアノ、グランドピアノ
5. 異臭、悪臭を発するまたは発する恐れのある物品
6. 灯油、ガソリン、ガスボンベ、マッチ、ライター、塗料等の可燃物
7. 農薬、劇薬、火薬、化学薬品、放射性物質等の危険物または劇物
8. 動物、植物（種子、苗を含む）
9. 食料品
10. 法令で所持を禁止されている物品
11. 荷物一梱包の価格が30万円を超える寄託価額である物品（ただし、弊社により分解梱包した品物は、分解前の状態を一つと見なします）

（注）寄託価額＝寄託物の寄託申込み時における価額